

第7回 四万十町自治基本条例検討委員会

1 開催日時

日時：平成21年7月13日（月）午後7時00分～8時50分

2 開催場所

四万十町役場 3階委員会室

3 出席者（敬称略）

- ・委員：山本 桓、八木 雅昭、川村 英子、山脇 峯一、長谷部 恵美
宮脇 晴信、林 長生、西原 真衣、井上 典子、山地 貢
奥宮 正洋、船村 寛、佐藤 恵司、林 伸一、宮脇 昌子 15名出席
- ・事務局：企画課 武内課長 吉岡総括主幹、細川主幹、岡崎主任
- ・作業部会：山本康雄（総務課）宮地正人（商工観光課）浜田章克
川上武史（健康福祉課）
- ・傍聴人 0名

4 議事

- （1）「住民の意見を聞く」会について
- （2）自治基本条例に盛り込むべき事項と内容の検討

5 会議結果（要旨）

■「住民の意見を聞く」会について

事務局より、体制、開催日時、会場を報告した後、班編成について提案する。

「事務局」

前回の協議では、3班編成とすることだったが、窪川地区2班、大正・十和地区各1班の計4班編成とし、委員の居住地に近い地域の会場に出席するよう班編成を行なうよう提案する。

- ・興津地域は、漁業を営むものも多く、開始時間7時では遅すぎる。始まりを6時に設定してどうか。区長文書での周知は済んでいると思うが、屋外放送で周知を行なえば変更は可能である。
- ・他の地域の会にも参加し、意見を聞いてみたいと思う。

「協議結果」

「委員長又は副委員長＋委員（班別）＋事務局」の体制で各地域に赴き、委員長が大正地区・十和地区の5会場を担当し、副委員長が窪川地区の6会場を担当する。会の進行は、委員長、副委員長が行い、資料作成、説明を事務局が行なう。委員は住民の方から出た意見を持ち帰り検討委員会での協議に反映させる。

興津町民館の開始時間は、「午後6時～」に変更し、変更周知は屋外放送を活用し、船村、佐藤の両氏にお願いする。事務局は、25日の区長文書で開催時間の変更を興津地区に周知する。

班編成は次のとおりとするが、担当地域以外の会場にも希望があれば参加できるよう柔軟な対応を行なう。

八木副委員長	窪川地区 全会場
--------	----------

1班

氏 名	開催日	時 間	場 所
長谷部 恵美	7月27日	午後7時～	農村環境改善センター
西原 真衣	8月 3日	午後7時～	七里集会所
奥宮 正洋	8月 7日	午後7時～	東又地区基幹集落センター
佐藤 恵司			

2班

氏 名	開催日	時 間	場 所
川村 英子	7月28日	午後7時～	立西町民会館
井上 典子	8月 4日	午後7時～	仁井田町民会館
山地 貢	8月10日	午後7時～ 午後6時～	興津町民館
船村 覚			

山本委員長	大正・十和地区 全会場
-------	-------------

3班

氏 名	開催日	時 間	場 所
北村 明三	8月 3日	午後7時30分～	大正公民館
宮脇 晴信	8月 7日	午後7時30分～	大正大奈路集会所
宮脇 昌子	8月11日	午後7時30分～	大正北ノ川多目的集会所

4班

氏 名	開催日	時 間	場 所
山脇 峯一	7月27日	午後7時30分～	十和公民館
林 長生	7月31日	午後7時30分～	十和総合開発センター
林 伸一			

■ 条文化へ向けて

自治基本条例に盛り込むべき事項と内容の検討は分散会で検討を行なっているが、条文化していく上で、意見を整理後に事務局に任す方法をとるのか、検討委員会内に小委員会を設けるなどして、この検討委員会で起草していく方法とるのか意見を出してもらいたい。

- ・最終的には条文を創ることが目的であり、私達には不慣れなことではあるが、住民の手で条例を創る趣旨から考えれば、私達自らがまとめ上げていく方法を取ることが良いのではないか。
町例規のなかには、情報公開条例、聴聞の手続に関する規則、行政手続条例などがあるので、それらを読み込んで整合性を図りながら条文化する必要があるが、それを行政にまとめてもらうのではなく、先ずは私達自らが取り組むことが良いのではないか。
- ・来年3月を目処と考えても、我々で条文化していくことは、出来ない事ではないが、時間的に難しいのではないか。
- ・勉強しながら条例創りを行なっていきたいと思っているが、期限に追われている感がある。時間を掛けることはできないか。

スケジュール的にはどうか。

「事務局」

22年1月施行はあくまで目標であり、議論の内容（を尽くす）、検討方法などによっては時間を必要とするため、急がせるつもりは無い。ただ、時間を掛ければ良いものができるとは限らないので、時間を掛け過ぎることなく一定の速さのなかで議論を尽くしてもらいたい。

- ・12月に役員としての任期を終える者もいる。役員としての立場で委員となっている者はどうなるのか。

「事務局」

役員としての任期を終えられ立場が変わっても、継続した検討が行なわれるよう引き続き委員をお願いしたい。この検討委員としての任期は、条例施行までと要綱に示させてもらっている。

- ・合併直後からこの自治基本条例に取り組む計画ではなかったか。

「事務局」

平成19年度に出来上がった総合振興計画の中に自治基本条例の制定が示されているが、勉強不足もあり、取り組みが遅れた。

- ・勉強には終わりが無いので、委員が勉強しながら取り組んでいくことが良いと思う。
気になることがある。6月の議会に「四万十町まちづくり町民参加条例」が議案として出され継続審議になっている。

これはパブリックコメント条例と言われるもので、自治基本条例を担保する条例の一つと位置付けられる。通常、自治基本条例が制定された後に、この条例に基づき制定されるものと認識していた。

自治基本条例は、町条例の上にくるもので他の条例を規制する力を持つものと認識しているが、その条例を検討している、この検討委員会に報告も無く議案として提案されたことに不信感を持った。言葉は悪いが行政に出し抜かれた思いだ。

行政は条例創りに精通しているが、行政任せでは住民の目線から条例を創ることが危うくなると考えられる。そのため不慣れなことではあるが取り組んではどうか。

自治基本条例が住民参加をどう規定していくかということを協議するものであり、本来この条例の検討のなかで協議すべきものとする。

地方自治法の基本は住民による住民のための自治であるが、手続きや住民参加方法など具体的なところまで規定されていないため、この自治基本条例で規定していこうとしている。

「住民」「議会」「行政」の果たす役割を明確化し、住民が自らのまちづくりとして参画していく仕組みをこの条例で創っていこうとしている。いまから創る条例との整合性などの問題も生じる。

・この条例をつくるのに他の市町村はどれほどの期間を費やしているのか。

「事務局」

長くて2年間程度の期間を費やしている。

「事務局」

「四万十町まちづくり町民参加条例」は6月定例議会に提案し、結果、提案だけという形になっている。総務常任委員会に付託され、継続的に審査、調査されることになる。その位置付けについては、自治基本条例に抵触するものではない。

提案の理由の一つは、国は行政手続き法に基づき義務化されているが、市町村は努力規定「努めなければなりません」となっている。重要な法案、計画を策定する前に、住民の意見を聴衆する機会があるが、事前に住民の意見を聞くルールが現在のところまだない。

そのルールが「まちづくり町民参加条例」である。それに加え、このような検討委員会には委員を公募することや重要な事項には住民意識調査を行うなどのルール化を図った。

決して自治基本条例をないがしろにするものではない。

3月に議決された「行政評価条例」、今回提案した「まちづくり町民参加条例」、現在検討いただいている「自治基本条例」が住民協働を進める3本柱と考えている。

目指す方向は同じだが、この部分については強く表現する場合、この部分は弾力的な表現をする場合など規定内容の強弱があると考えられる。条文の表現一つで違う意味合いを持つことになる。

最高の意志決定機関である議会に先に検討されるということは、我々の検討内容が拘束を受けることになる。このように勝手に進められると検討委員会の本来の目的がおかしくなる。

「事務局」

誤解されても困るが、住民参加は自治基本条例の一つのテーマではあるが、全てではない。情報公開も情報公開条例としてあり、自治基本条例も一つのテーマとして上げており、自治基本条例は町の憲法（基本となる「きまり」）としてこれまでも説明してきた。

「まちづくり町民参加条例」も協働をどう進めていくか、その一つのテーマの手続きを表したものであり、決して自治基本条例の検討に水を差すものではない。

9月に「まちづくり町民参加条例」が制定されれば、町が議会に提案する前に自治基本条例の骨子については、住民に示し意見を聞く手続きを取ることを課せられることにもなる。

- ・自治基本条例は、自治の基本理念を謳ったもので、それを具体的に反映させる条例が「まちづくり町民参加条例」や「行政評価条例」であり、自治基本条例の理念を担保するものなので、実際に水を差すものではない。

住民が参加するための条例を先に通しておきたかったことだろうが、この制度を有効なものにするための理念をこの委員会で検討しているのだから、議会に提案する前に、この素案を議会と検討委員会に示してもらえれば、議会と自分達が協議もできた。ここでは、住民参加がなされていない。

事務局が説明した内容は、ここの場で検討すべきものと考え。それが住民参加である。情報公開、行政評価、住民投票、行政手続など関連性を考慮し、住民参加のなかでどう進めていくか検討するつもりでいるのに、先に決められてしまったら検討委員会の重要な部分が先に創られていることになるのではないか。

「事務局」

条文を読んでもらえれば、皆さんが思われているような内容にはなっていないことが分かってもらえると思う。おかしい部分があれば、自治基本条例で制御してもらえばよい。

議会の議決を経て施行された条例を修正することが、簡単にできるのだろうか。見直しをして変えていくことになるのだろうか。

「事務局」

条例は生きたものと表現できる。それは可能である。

- ・今検討されている強い条例ではなく、この条例の下につくような条例であろうか。
この自治基本条例の基本となるところが決れば、まちづくり町民参加条例などは、この自治基本条例の制約を受けることになるのだろうか。

「事務局」

今回6月に提案した条例は、政策立案過程を住民に公開しながら、意見を聞く手続き条例である。

自治基本条例の検討をこの委員会で行なっていること踏まえて議会と協議してもらいたい。重要なポイントを先に議会で決定され、その内容をこの委員会では変えることには矛盾があるのではないか。

「事務局」

決して矛盾した内容ではないと思っている。矛盾したことを承知していれば「まちづくり町民参加条例」を議会に提案することはなかった。

次回に「まちづくり町民参加条例」の内容と自治基本条例との違いについて、資料を出して説明も行なう。

- ・次の議会までには時間はある。検討する機会はあると思うが。

「事務局」

議会の判断に委ねることになるが、総務常任委員会が、この検討委員会の意見を聞きたい、検討員会が意見を言いたいということになれば、総務常任委員会も聞く容易はあると思う。

住民参加については、議会の結論を待って、自治基本条例の条文を検討していくことになる。本来ならこの検討委員会が出された原案を議会で精査して、議会で最終決定されるもの。

「事務局」

自治基本条例を提案したのでありません。町が政策立案する時に、いかに住民の意見を反映させていくか、この手続きを今回提案したもの。

- ・自治基本条例と密接な関係があるものなので、制定する順序が違うのではないか。

「事務局」

「行政評価条例」「まちづくり町民参加条例」「自治基本条例」が住民協働を進める3本柱と議会にも説明している。

- ・「行政評価条例」「まちづくり町民参加条例」を定義するものが自治基本条例であり、この定義を私達は議論している。「行政評価条例」「まちづくり町民参加条例」の立案には住民参加がなされていない。

「事務局」

審議会に諮ったり、住民意見を公募することはあるが、制度化はされていない。

今の段階では、住民の代表である議会に提案し、議決を受けて初めて制度化される。

議会に提案する前に、どう住民の意見を聞いて進めるのか、住民が意見を参加させることができるかを担保する条例を出したものの。

この条例を出すことにより、自治基本条例を提案するときに、この手続きを踏まえて行なわなければならないことになる。

- ・提案前に、この検討委員会に報告すべきだった。

検討委員会は住民の参加ということであり、この意見を反映させなければならないはず。

議会も住民の意見や検討内容の経過を踏まえて結論を出さなければならない。
行政内部だけで提案されたものは、審議しにくいと考えられる。

「事務局」

条例を創る場合は、審議会等や有識者の意見を聞きながら策定するべきとの意見をいただいた。委員として選ばれた方の意見は反映されるが、他の方は政策立案過程にたして意見が出されていない。全体に問い掛けていくことが「まちづくり町民参加条例」である。

名称が「まちづくり町民参加条例」であるが、内容は意見公募条例である。意見公募だけではなく、委員会における委員公募制も盛り込んでいるので、名称として「まちづくり町民参加条例」となった。自治基本条例をないがしろにするものではない。最高決定機関である議会に出す前に、住民が意見を出す場を設けるという条例である。

- ・私達が自治基本条例を検討しているなかで、自分達の意見だけではなく、関連条例も踏まえ自治基本条例を創っていかねばならことを認識した。

議会の審議状況をみて、条文を検討していくことになる。そうなると議会の議決に従属することになる。

「事務局」

総務常任委員会が9月に向けて調査研究していくことと思うので、議会と合同で調査研究することも要請があれば出来ると思う。

提案内容で、そのまま議決されることが多いと思うが。

「事務局」

議案を修正していくことも議会の役割であると思っている。

- ・ 議会が自治基本条例をどのように定義しているのかが気になる。

「事務局」

定義は無いと考えられる。自治基本条例の考え方、定義も含めて、この検討委員会で議論されることであり、関連条例の勉強も必要だろう。意見が出されたなかで、関連条例との違いについては、事務局が理由をのべながら、互いに議論しながら創っていくものと思っている。

継続審議になった理由は。

「事務局」

初日に提案する予定であったが、議会から最終日の提案ということになった。審議する時間が無かったことが継続審議となった理由だと思われる。結果、総務常任委員会に付託されることになった。

議会の結果をまって検討を行なうのか、検討委員会独自で検討を続けていくのか

- ・ 「まちづくり町民参加条例」が継続審議になったことをきっかけとして、議会が自治基本条例をどう捕らえていることも含め、「まちづくり町民参加条例」も協議の項目にあげてはどうか。

検討員会ではこのことも含めて検討をしていき、議会との話合いの中で協議していくことでどうか。

- ・ 3柱の残り2つの認識する必要があるので、事務局に、「まちづくり町民参加条例」「行政評価条例」どのようなものか資料をだして欲しい。

事務局の方で次回の会に「まちづくり町民参加条例」(案)、「行政評価条例」を資料として出してもらい、それに基づいて議論していくことが適当考える。

「事務局」

他はかまわないか、関連する重要な条例の概略を説明した資料は必要ないか。

最高規範として自治基本条例が制定されれば、他の関連条例も自治基本条例に準じたかたちで見直して整合性を図っていくことになる。自治基本条例にそぐわない条例は見直していくことになる。

議会とも協議しながら、委員会として検討を進めていくこととする。

条文化については、委員で行なっていくべきとの意見が出されているが、どのようにしていくか。

- ・いきなり条文作りに入るのか、今まで出された意見を基にしてその中から言葉を繋いで、目的や定義を創っていく作業をしていくのか。
- ・条例づくりの素人として創っていくために、他の自治体の条例を見みると各自治体で独自性が出ていことは目次を見てもわかる。どの目次（テーマ）を選択していくのから始めてはどうか。次に選択した目次に中に内容を入れていく。いきなり細かいところから始めるより分かりやすいのではないか。
難しく考えないで、目次の選択から手がけてはどうか。
- ・条文まで創るとなれば、時間を掛けても難しいところもある。大まかなところを決めておけば、作業部会もあるので、後は検討員会と作業部会で協議しながら進めていける。
そうしないと能力の問題、時間の問題もあるので、効率的な方法ではないか。
- ・条文まで考えていくことは難しい。
- ・大きなところから決めていくのでは無く、例えば「情報公開」「意見公募」などの仕組みから考え、仕組みを出し合った後に、その仕組みに基づき目的と議論してはどうか。
- ・住民の意見を聞く会で出された意見も持ち寄り検討し、自分達でできる条文案も盛り込んだらどうか。

住民の意見を聞く会での意見を集約した段階でこの件は議論することとする。平行して進めていくこととなろう。

- ・目次を選ぶということは、この条例の構造を作るということで、構造を作っておけば意見を聞いたときに整理が出来る。そして中身の具体的な条文創りができる。条文創りは自分達の言葉で良いと思う。

条文化については、住民の意見を聞く会での意見を集約後に検討する。

会議の残り時間が少なく本日の分散会は行なわないこととするが、個々が次回の分散会で出す意見を準備し整理しておくこととする。

■次回の会議について

第8回自治検討委員会の日程

平成21年7月21日（火）

時間は、午後7時00分～午後9時00分

場所は、大正総合支所 大会議室

■その他

- ・ 次回の案内文書と共に資料を送付してもらいたい。

「事務局」

提出する資料は、「まちづくり町民参加条例」の素案、「行政評価条例」でよいのか。

- ・ 情報公開条例と情報公開条例に関連して非開示になった例を、どのような申請が非開示になり、その理由を示した資料が欲しい。

「事務局」

非開示になった事例の資料がなぜ必要とするのか。

- ・ 自分の経験から行政が保有する執行の過程にある書類が情報公開の対象となるが、どのようなものを公文書として保管しておかなければならないかという問題が取り残されている。そのため、このメンバーに知ってもらい。情報共有の前には、情報公開の仕組みがなければならないと考え、資料請求を求めた。